



12月16日、岸田政権は国家安全保障戦略など安保関連3文書の改定を閣議決定した。日本の安保政策の基本である「専守防衛」を大転換して、敵基地攻撃能力(反撃能力)を保有しようという決定である。敵の攻撃をいち早く察知して、相手のミサイル拠点を先に叩く能力を持つことで日本の抑止力を高めることが目的とされている。

仮想敵国は中国や北朝鮮であると思うが、どのくらいの数のミサイル拠点があって、それを同時に叩けるのかと考えると、まったくもってナンセンスな戦略である。もし相手が実際に攻撃する前にミサイルを撃つのであれば、それは紛れもなく先制攻撃であり、相手国の反撃により多くの犠牲者ができることを覚悟しなければならない。また、日本が軍事力を高めれば、相手国もさらにエスカレートさせてくるだろうから、果てしない軍拡競争に巻き込まれていくだろう。抑止力を高めるどころか、危険なチキンレースに日本も参加することになる。

私たちはかつて軍事力では平和を守れないことを思い知り、日本国憲法(1947年施行)第9条に戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認に関する規定を置いた。しかし、米ソの冷戦が激化する中で、1952年には保安隊・警備隊が、1954年には自衛隊が創設された。その後、自衛隊は自衛のための必要最小限度の実力部隊であり、集団的自衛権(他国への武力攻撃を阻止すること)は認められないと政府は説明してきたが、米同時

多発テロを受けて自衛隊の海外派遣が進められ、2015年には集団的自衛権を容認する安保法制が成立した。

そして、ついに「自衛のための」先制攻撃も容認しようというところまで来た。9条の条文は一文字も変わっていないが、度重なる解釈改憲により、戦争できる国へと変貌をとげたわけである。

ここで改めて考えなければならないのは、このような重要な決定が国民不在で、国会審議さえ経ずに政府が勝手に決めていることである。安倍元首相の国葬のときもそうだったが、いつからこの国は「独裁国家」となったのだろうか。選挙で多数を得ればあとは何をやってもいいというのは本当に民主主義なのだろうか。

労働者協同組合法では、事業運営を民主的に行うことが「意見反映の原則」として規定されている。少数意見であっても切り捨てず徹底的に話し合うことを前提とした意思決定が求められている。こうしたことが民主主義の本質であると私たちは実践の格闘の中で学んできた。

労働者協同組合運動-協同労働運動を推進する者として、独裁的な手法を推し進める国家を認めるわけにはいかない。職場や地域における小さな民主主義は、国家における民主主義に通じている。そして、国際政治においても、話し合いによる問題解決にしか、私たちが生き残れる道はないことに早く気がつかなければならないだろう。